鎌倉市監査委員公表第３号

地方自治法第242条第１項の規定に基づき監査を実施したので、同条第５項により、監査結果を公表します。

令和８年(2026年)11月４日

鎌倉市監査委員　八　木　隆太郎

同　上　野　学

監査結果書

1　監査の結果

地方自治法第 242 条第１項の規定に基づく住民監査請求（令和８年（2026 年）８月 28 日請求「鎌倉海浜公園水泳プールにおけるプレハブ更衣室棟等の設置及び撤去費用について」）は、一部は同項の規定による住民監査請求の要件を満たしていないものと判断して却下し、その余は理由がないものと判断して棄却する。

2　監査の種類

地方自治法第 242 条第１項の規定に基づく住民監査請求を受け、同条第５項の規定に基づき実施した監査

3　監査対象

市長（文化観光部）

4　監査期間

令和８年(2026 年) ８月 28 日から同年 10 月 22 日まで

5　監査を実施した委員

監査委員　　八木　隆太郎
同　　上野　　学

6　請求の受理

令和８年（2026 年）８月 28 日付けで「鎌倉海浜公園水泳プールにおけるプレハブ更衣室棟等の設置及び撤去費用について」に係る住民監査請求書及び同年９月３日付けで住民監査請求訂正書（以下「本件請求書」と総称する。）が提出された。

その内容は、以下のとおりである。

⑴　請求人及び請求人代理人

請求人　氏名等　略
ほか 22 名

請求人代理人　氏名等略

⑵　請求の内容

ア　対象となる財務会計行為

(ｱ) 令和５年度の鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託費用として、2,760 万

545円（税込3,036万600円）の支出（以下「令和５年度支出分」とする。）

(ｲ) 令和６年度の鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託費用として、3,945万円（税込4,339万5,000円）の支出（以下「令和６年度支出分」とする。）

(ｳ) 令和７年度の鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟設置及び撤去業務委託費用として、2,046万円（税込）の支出（以下「令和７年度支出分」とする。）

イ　求める措置

請求人は、(ｱ)及び(ｲ)については令和８年７月31日に行政文書公開により知った日から１年以内の請求として、(ｳ)については支出日が令和７年11月21日なので、財務会計行為の日から１年以内の請求として、鎌倉市長に対して、以下の措置を求める。

(ｱ) 前記ア、(ｱ)について

鎌倉市長は、前記ア、(ｱ)の令和５年度の鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託費用である2,760万545円（税込3,036万600円）を支出済みであると考えられるが、それだけの損害を鎌倉市に対して与えているから、鎌倉市長に対して、鎌倉市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する（地方自治法第242条第１項）。

(ｲ) 前記ア、(ｲ)について

鎌倉市長は、令和６年度の鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託費用として、3,945万円（税込4,339万5,000円）を支出済みであると考えられるが、それだけの損害を鎌倉市に対して与えているから、鎌倉市長に対して、鎌倉市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する（地方自治法第242条第１項）。

(ｳ) 前記ア、(ｳ)について

鎌倉市長は、前記ア、(ｳ)の令和７年度の鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟設置及び撤去業務委託費用として、2,046万円（税込）を令和７年11月21日に契約相手方に対して支出済みであるが、それだけの損害を鎌倉市に対して与えているから、鎌倉市長に対して、鎌倉市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する（地方自治法第242条第１項）。

ウ　理由

(ｱ) 坂ノ下の海岸の一角にある「坂ノ下徒渉プール（市民プール）」は、昭和30年（1955年）の建設以来、長年にわたって、地域の子どもたちやファミリーに親しまれてきた大切な鎌倉市民の公共施設である。

(ｲ) 平成23年（2011年）２月、鎌倉市は、管理棟の耐震強度不足を理由に突如プールの閉鎖方針を示した。これに対して、プール存続を願う市民団体が苦肉の策として「一時的な仮設管理棟の設置」を市に提案し、開場を取り戻したという経緯がある。

(ｳ) ところが、鎌倉市は、鎌倉市民の善意による「あくまで緊急避難的・一時的だったはずの仮設運用」だったはずが、それを都合よく利用して、15 年もの長期間にわたって、恒久的なプールの建設を行わずに放置し続けてきた。

(ｴ) すなわち、「毎年５月にプレハブ更衣室を組み立てて設置し、シーズンが終わる 10 月にわざわざ解体・撤去して更地に戻す」という異質な運用のために投じられた費用は、推計で、15 年間の累計で約３億円に達すると考えられる。

それだけの費用があれば、永続的に使用できる本設の健全なプール更衣室・管理棟施設がとっくに完成していたと考えられる。

しかるに、鎌倉市は、恒久的なプールや更衣施設を建設することなく、プレハブ更衣室を組み立てては解体・撤去して更地に戻すことを繰り返しており、毎年 2,000～3,000 万円以上の公金をドブに捨てるような使い捨て運用を強行し続けている。

(ｵ) 鎌倉市は、公共施設再編や老朽化などを曖昧な理由に挙げるのみで、なぜ本設の整備を行わず、プレハブの更衣室の設置・解体を延々と繰り返すのか、合理的な法的または財務的な説明を市民に対して一切行っていない。

また、毎年、業務委託先の業者は、随意契約により同一の企業が受託しているが、毎年のように高額の委託費用を支払っており、同社との癒着も疑われる。

(ｶ) 行政文書公開請求により、令和５年度と令和６年度の鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託費用並びに令和７年度の鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟設置及び撤去業務委託費用が明らかになった。

鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託費用等は、地方財政法第４条が「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」との規定に明確に反しており、鎌倉市の裁量権を濫用または逸脱するものであるから、違法な公金の支出である。

⑶ 請求人から提出された事実証明書等

ア 証拠１ 鎌倉市ホームページ抜粋（鎌倉海浜公園水泳プール）

イ 証拠２ ぐるっとママ湘南のホームページ（鎌倉坂ノ下「鎌倉海浜公園水泳プール」）

ウ 証拠３ 行政文書公開決定通知書及び公開された文書

エ 証拠４ ズバッと鎌倉！「残すもの、壊すもの。その基準は誰が決めるのか。－旧前田邸と市民プールから考える、行政の説明責任－」

オ 証拠５ 行政文書一部公開決定通知書及び公開された文書（支出負担行為伺兼支出命令書）

⑷ 請求の要件審査

本件請求書については、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、令和８年(2026 年) ９月 ９日にこれを受理することに決定した。

7　監査の実施

⑴　書類調査

ア　書類の提出

地方自治法第199条第８項の規定に基づき、次のとおり、市長に書類の提出を求め、提出を受けた。

提出を求めた書類	提出を受けた書類等
(ｱ)令和５年度分及び令和６年度分の鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託料の予算執行に関係する行政文書	【債務負担行為】鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託（令和５年３月～令和５年10月）
	委託業務等入札結果通知書（鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託）
	令和５年度10月分支払予定表の提出について（鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託）
	兼命令　:【債務負担行為】鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託（令和５年３月～令和５年10月）
	参考見積依頼について（鎌倉海浜公園水泳プールプール監視等業務委託）
	【債務負担行為】鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託（令和６年３月～令和６年10月）
	委託業務等入札結果通知書（鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託）について
	令和６年度11月分支払予定表の提出について（鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託）
	兼命令　:【債務負担行為】鎌倉海浜公園水泳プール監視等業務委託（令和６年３月～令和６年10月）
(ｲ)令和７年度鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟設置及び撤去業務委託料の予算執行に関係する行政文書	参考見積依頼について（鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟等設置及び撤去業務委託）
	参考見積依頼について（鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟等設置及び撤去業務委託その２）
	積算内訳書の作成について（鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟等設置及び撤去業務委託）
	【債務負担行為】鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟等設置及び撤去業務委託（令和７年３月～令和７年10月）
	委託業務等入札結果通知書（鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟等設置及び撤去業務委託）について
	兼命令　：鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟設置及び撤去業務委託

(ｳ)上記各予算執行に関係する行政文書（(ｱ)又は(ｲ)に該当するものを除く。）	― （該当文書なし）
(ｴ)鎌倉海浜公園水泳プール更衣室棟等について、仮設とし、毎年度設置及び撤去を繰り返すことの意思決定過程又は理由が分かる行政文書	― （該当文書なし）

イ　書類調査の結果

提出を受けた書類について、鎌倉市契約規則、鎌倉市財務規則、鎌倉市事務決裁規程その他の規程に照合し調査したところ、財務会計事務はおおむね良好に執行されたものと認められた。

⑵　請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第７項の規定に基づき、令和８年(2026年)10 月１日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、次のとおりであった。

ア　証拠の提出

次のとおり、請求人から証拠の追加提出があった。

(ｱ) 地方自治法、地方財政法、建築基準法　抜粋

(ｲ) 配置図（鎌倉海浜公園プール更衣室棟等設置及び撤去業務）

(ｳ) 委託業務発注概要書

(ｴ) 令和７年（2025 年）度行政評価シート【個表】

イ　請求人の陳述

次のとおり、請求人の陳述の聴取を行った。なお、陳述に先立ち、請求人から陳述書が提出された。

(ｱ) 日時

令和８年(2026 年)10 月１日（木）午前９時 30 分から午前 10 時３分まで

(ｲ) 場所

４０４会議室

(ｳ) 陳述及び陳述書の要旨（本件請求書に記載された事項を除く。）

a　配置図を参照し、本件請求書に記載されている仮設更衣室棟等の位置を説明した。

b　３年ほど前に、毎年プレハブ更衣室棟等設置と通路のコンクリート敷設が行われ、撤去されていると聞き調査した。この毎年建て替えるという行為が地方自治法第２条第14項から第16項まで、及び地方財政法第４条第１項に抵

触すると考えている。

c　スポーツ課は、毎年プレハブ更衣室棟等を設置し撤去することは建築基準法が理由であり、都市公園法は関係ないと説明したと聞いているが、更衣室は常設であり建築基準法第85条に該当する建物にはならない点、また、都市公園法違反でないという点が不明のため、明確にしていただきたい。

d　2011年の耐震診断で旧更衣室はコンクリートの強度が著しく低いため、補強して使うのは不可能であると記載している。現地には既設の建物が放置されており、その敷地の横に仮設の更衣室棟を毎年建てているが、なぜ恒久的な更衣室を造らないのか、具体的な説明が市民にされてこなかった。

e　仮設という無駄な税金の使い方をせず、恒久的な施設を現地に設置するという英断をしていただきたい。

f　令和５年度と令和６年度は、プール監視業務とプレハブ更衣室棟等の設置及び撤去が同一業者に一括して発注されているが、本来別のものであり、それぞれ専門の事業者に適正価額で請け負わすべきである。これは不当な行為であり、違法性があると考える。

g　令和６年度の更衣室等設置、撤去費用より令和７年度の費用は大きく増えており、基礎を解体する費用を入れたためと説明があったが、あまりにその額が違い、地方財政法の趣旨に反する支出であることは明白である。

h　建築基準法第85条第６項の規定は、工事等で恒久的な建物を建てている期間につき、仮設の施設を公園内等に造ってもよいとした定めであり、本件に適用するのは無理があると考える。もし適用するならば、その用途、許可期間、許可理由、恒久的施設を回避している理由や規制などを市民に示す必要があるはずである。

i　令和６年、令和７年の利用料収入はともに約70万円とのことであり、行政評価シートによる令和６年度の事業費は48,285,000円であるので、費用対効果はかなり低い。

⑶　聴き取り調査等

地方自治法第199条第８項の規定に基づき、令和８年(2026年)10月８日に文化観光部長、文化観光部次長兼農水課長、スポーツ課長、スポーツ課課長補佐兼担当係長に対して、聴き取り調査を行った。また、聴き取り調査後に説明の補充を求めた。

聴き取り調査等により、次の事実を確認した。

ア　鎌倉海浜公園水泳プール（以下単に「プール」という。）の付帯設備である更衣室棟等は、平成23年（2011年）に耐震強度不足が判明した時点で使用を中止したが、プール本体施設の使用には問題がなかったことから、開場を求める市民要望に応え、仮設で更衣室棟等を設置し、開場した。

イ　耐震強度不足判明後、更衣室棟等常設について検討が行われたが、施設整備における関係法令の要件などの課題が、すぐには解消できなかった。

ウ　既存の更衣室棟等は、コンクリートが中性化しており、耐震改修はできないと判断されている。

エ　プール本体施設及び設備（以下「プール本体施設等」という。）は耐用年数を大幅に超過しているものが多く、不具合が生じても部品の確保ができないおそれがあり、いつ使用が不可能になるか分からない状況となっている。

オ　本設施設の整備の検討に当たっては、プールが津波浸水想定区域に位置していることが大きな課題の一つとなった。

カ　平成 27 年（2015 年）３月に策定され、令和６年（2024 年）３月に改訂された鎌倉市公共施設再編計画においては、プールは他の体育施設と集約され、深沢地域整備事業用地に新設される方針となっている。

キ　上記エ、オ、カを主な理由として、更衣室棟等は常設施設を建設するのではなく、仮設施設を利用することが選択されてきた。

ク　上記カに記載の新設される施設については、その規模や場所などの詳細が決まっていないことから、建設費及び維持管理費の試算は行われていない。また、現在位置において常設の更衣室棟等を建設する費用の試算も行われていない。

ケ　平成 26 年（2014 年）の市議会において、更衣室棟等だけでなくプール全体をリニューアルすると約９億円を要すると答弁しているが、その試算に係る行政文書は残っていない。

コ　仮設施設の活用を前提とし、費用を抑える方策等について、毎年度予算編成の過程において検討が行われている。

サ　大型テント等の設置により経費の削減や事務手続の簡素化が期待できることから、令和９年度の実現を目指し、検討が進められている。

シ　当該仮設更衣室棟等の建築許可については、建築基準法第 85 条第６項の規定に基づき、許可条件として一年以内という範囲で期間が定められている。

ス　請求人は「毎年、業務委託先の業者は、随意契約により同一の企業が受託している」と主張するが、少なくとも令和４年度以降は一般競争入札により委託先事業者が決定されていた。

セ　令和６年度までは、業務効率が高められ、費用の圧縮が可能だと判断し、更衣室棟等の設置及び撤去業務をプール監視業務と一括して発注していた。しかし、内容の異なる業務双方を遂行できる事業者が限られ、競争性の低下を課題と感じ、令和７年度は多くの事業者が入札参加しやすいよう分離して発注した。

ソ　令和７年度の更衣室棟等設置及び撤去業務の設計金額は、上記のとおり分離して発注したため管理費が別途発生したこと及び人件費、物価等の上昇により令和６年度と比較して増額となった。

タ　上記イの「施設整備における関係法令の要件などの課題」の具体的な内容について、検討した当時のもの又は現時点のもののいずれかを明らかにするよう求めたが、資料が確認できないことを理由に明確な回答がなかった。

8　判断理由

以下、結論に至った理由について述べる。

⑴　本件請求の適法性について

地方自治法第 242 条第２項では、正当な理由がある場合を除き、財務会計行為のあった日から１年を経過したときは監査請求をすることができない旨が規定されている。この「正当な理由」の有無について、判例では「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて」監査請求をするに足りる程度に「当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき」（最高裁平成 14 年９月 12 日第一小法廷判決）としている。

これを本件についてみるに、請求人は「令和８年７月 31 日に行政文書公開請求により内容を知った」ことをもって、令和５年度及び令和６年度の支出についても期間内の請求であると主張する。しかし、本件の対象となっているプールの監視等業務および更衣室棟の設置及び撤去業務は、毎年度夏期に定期的に実施されているものであり、現地の設営状況やプールの開場状況は、市民が通常外部から容易に認識し得るものである。また、市議会における予算及び決算の審議等を通じて、当該事業に公金が支出されている事実は、住民が相当の注意力をもって調査すれば、文書公開請求を経ずとも客観的に知り得る状況にあったといえる。

したがって、本件請求のうち、令和５年度支出分（令和５年（2023 年）10 月 20 日支出）及び令和６年度支出分（令和６年（2024 年）11 月 15 日支出）については、行為があった日から１年を経過する前までに、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解するのが相当であり、法第 242 条第２項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められないことから、当該支出に係る請求は不適法であり、却下を免れない。

以下、適法な請求期間内にある令和７年度支出分（令和７年（2025 年）11 月 21 日支出）について、過去の経緯を含めた違法性・不当性について判断を述べる。

⑵　更衣室棟等の本設整備を行わなかった判断の妥当性について

原局への聴き取り調査等の結果、以下の事実を確認した。

昭和 30 年（1955 年）竣工の既存の更衣室棟等について、市長は当初、耐震診断等のために平成 23 年度から２年間、プールを閉場する方針を打ち出したが、市議会において、仮設対応による開場を前提として予算を増額する修正議決がなされた。これにより、暫定的な措置として仮設形態での運用が開始された経緯がある。

その後、平成23年（2011年）12月の耐震診断結果により、既存施設の改修利用は不可能であると判断された。また、同年３月の東日本大震災を教訓として、神奈川県の津波浸水想定検討部会の試算により市内において最大14.4メートルの津波が想定されたことで、現在地での恒久的な建築物の再整備は極めて慎重な検討を要する状況となった。平成25年度以降も市長はプール閉鎖を検討したが、開場の継続を求める強い市民要望に対応するため、本設整備が困難な状況下において、利用機会を確保するための窮余の策として、単年度ごとの予算編成と市議会の議決を経て仮設運用を継続してきたものである。

また、平成28年度から令和７年度を計画期間とする鎌倉市スポーツ振興基本計画においては、短期的には「施設及び設備が利用可能な間は運営を継続する」とし、中長期的には「現在の場所に再整備することは現実的ではないことから、新たな水泳プールの整備に向け、整備適地の検討を進める」とした取組み方針が示されていた。

以上の時系列的、政策的背景を鑑みれば、甚大な津波リスクが存在し、プール本体施設等が老朽化により使用できなくなる可能性がある状況下において更衣室棟等の本設整備を避けつつ、市民ニーズに応えるために仮設運用を選択してきた判断は、議会の予算議決を経た民主的なプロセスに基づくものであり、行政に認められた合理的な裁量権の範囲内にあると解され、著しく不合理であるとは認められない。

⑶　財務会計行為の適法性について

請求人は、累積経費が多額であることをもって地方財政法第４条第１項の「最少の限度」の原則に違反すると主張する。財務会計行為がこの地方財政法第４条第１項の規定に反し違法かどうかの判断については、裁判例において、同項は「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否か（中略）のような判断は、（中略）長の広範な裁量に委ねられているものというべきである」「そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和53年10月４日大法廷判決・民集32巻７号1223頁参照）。」（平成17年７月27日大阪高等裁判所判決）とされている。これを踏まえ本件について検討すると、すでに述べたとおりプール本体施設等の老朽化や移転方針等を前提に、仮設運用を選択したことが不合理であるとは認められず、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱し、又は濫用するものではない。

加えて、文化観光部への聴き取り調査の結果、少なくとも近年においては毎年度

の予算編成時に更衣室棟等の仮設運用経費を抑える方法の検討が行われていることが分かった。

また、令和７年度の当該業務委託料の支出自体については、所定の手続を経て適正に執行されている。当該業務に含まれる建築確認等の手続についても、建築基準法等の規定に基づき、毎年度の設置及び撤去を条件として許可を得て実施しており、違法性は認められない。

以上のことから、鎌倉市長が執行した本件委託料について、令和５年度支出分及び令和６年度支出分に係る請求は地方自治法第 242 条第１項の規定による住民監査請求の要件を満たしていないものと判断して却下し、令和７年度支出分に係る請求は当該支出に違法はなく、不当と判断できる点もないため、棄却する。

なお、今回の監査において、長期間にわたる仮設運用の継続に当たり、その判断の根拠や検討内容を記した行政文書が十分に保持されていない事実が確認された。このことは、財務会計行為の適正性を担保する前提を曖昧にするおそれがあることから、これらを精緻に記録し、組織内で適切に継承する体制を構築すること等について、鎌倉市長に対し別途要請することを付記する。